

V 地域保健班

1 母子保健事業

- 1) 母子保健事業体系
- 2) 医療費給付申請・相談
- 3) 長期療養児療育指導事業
- 4) 関係機関との連携
- 5) 先天性代謝異常児のフォローアップ

2 難病対策

- 1) 難病対策の概要
- 2) 特定医療費（指定難病）受給者
- 3) 難病医療講演会及び相談会の実施状況
- 4) 患者家族交流会及び自主活動支援
- 5) 訪問相談事業
- 6) 訪問診療（相談）事業
- 7) 在宅難病療養者支援ネットワーク事業
- 8) 特定疾患治療研究事業
- 9) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

3 原爆被爆者対策事業

- 1) 事業内容
- 2) 被爆者健康診断の状況

4 精神保健福祉事業

- 1) 精神保健福祉法等に基づく業務
- 2) 相談業務
- 3) 普及啓発活動
- 4) 社会復帰事業
- 5) 関係機関とのネットワークづくり
- 6) 精神保健福祉研修会
- 7) 自助組織支援

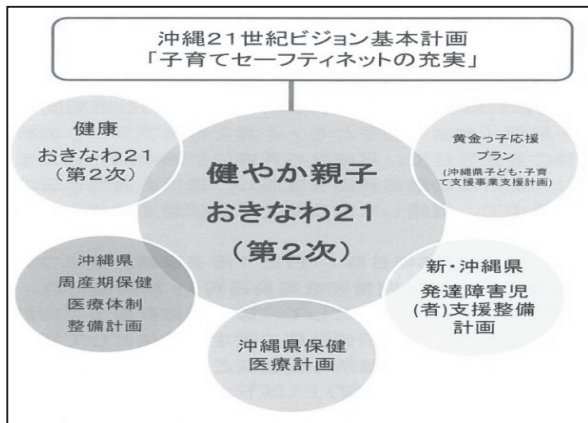
5 特定町村支援

- 1) 事業の背景
- 2) 保健所の支援体制
- 3) 「沖縄県保健師等人材確保支援計画」の概要
- 4) 平成27年度特定町村支援実施状況



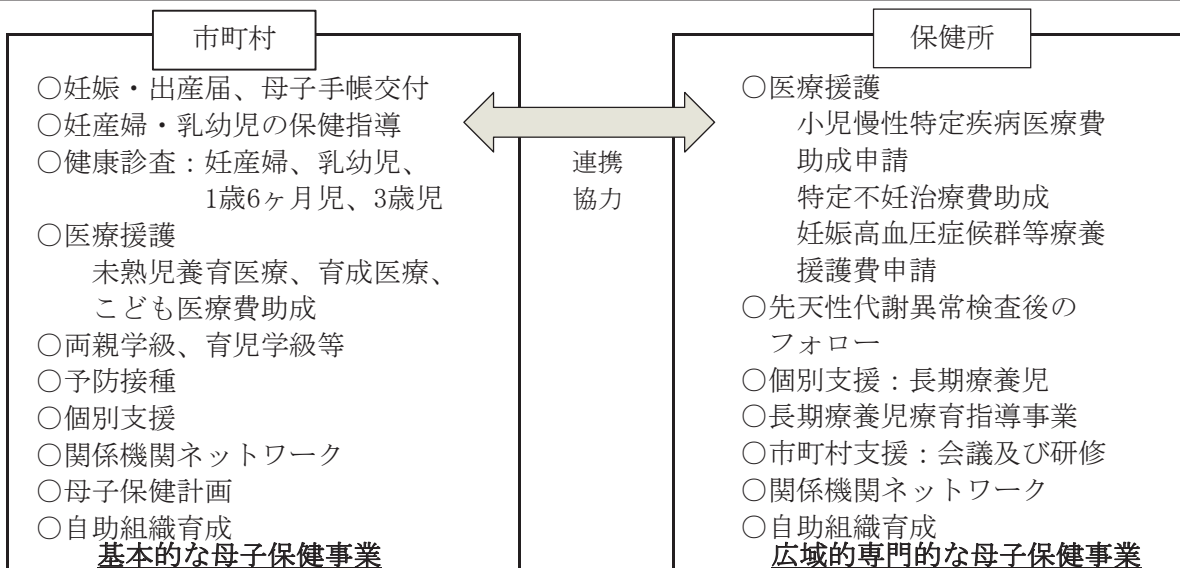
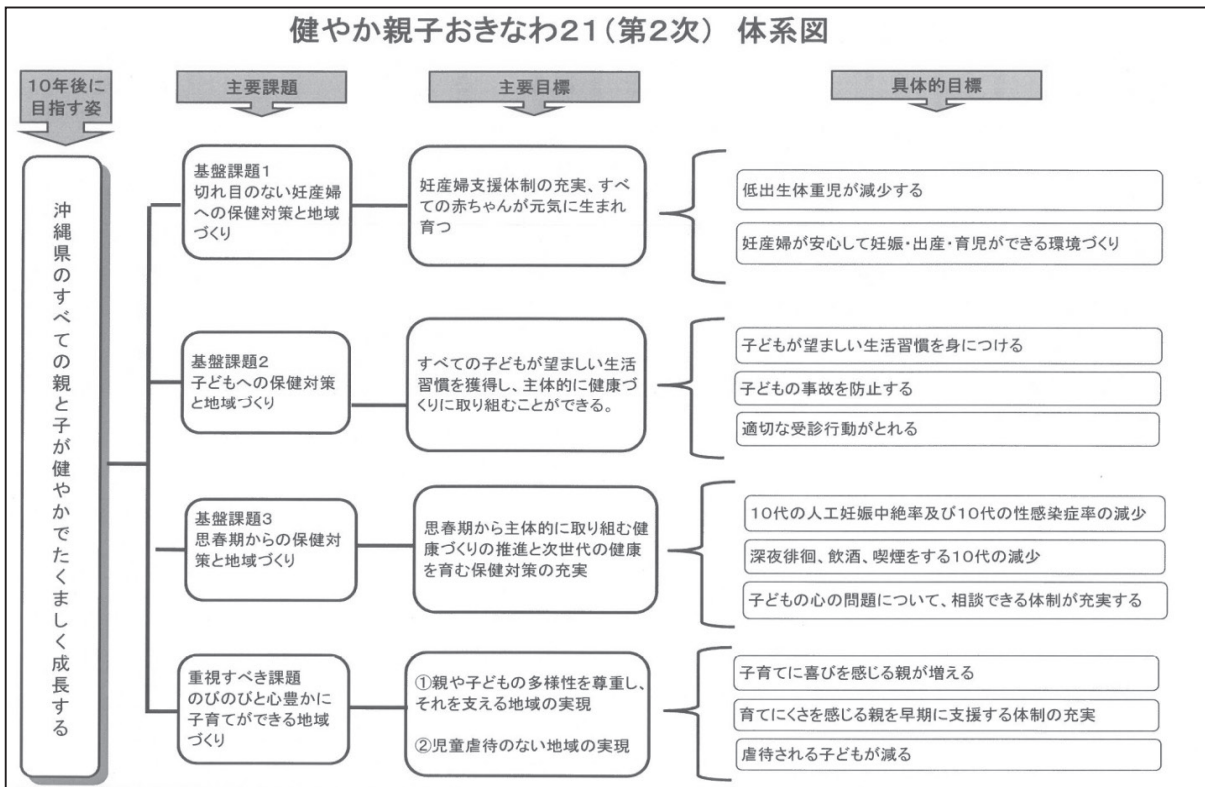
1 母子保健事業

1) 母子保健事業体系



沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ2010」は平成13年度に策定され、以降計画期間の延長や名称の変更を経て平成26年度に計画終期を迎えた。前計画の最終評価では、継続して取り組むべき課題や、新たな課題が表出され、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子沖縄21（第2次）」が策定された。

沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長することを目指し、保健所は管内市町村と協力・連携して活動している。



2) 医療給付申請・相談

児童福祉法の改正に伴い小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成27年1月1日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。それに伴い、疾患群が11疾患群から14疾患群、疾病数が514疾病から705疾病（現行制度の対象疾病を整理・細分化したうえで、新たに191疾病を追加）に増加した。

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

根拠：児童福祉法第19条の2

目的：小児児童の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

対象：18歳未満（継続の場合は20歳まで）

表1 市町村別疾患区分別受給状況（平成27年度）

*複数疾患に罹患している児もいるため延人数表示

年度	疾患分類	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	※免疫疾患群	神経筋疾患	慢性消化器疾患	※先天異常症候群	※皮膚疾患群	合計
	新規	18	15	22	36	56	2	2	3	1	0	15	5	2	0	177
	更新	44	63	54	156	276	22	30	20	14	16	36	11	1	0	743
	重症(再掲)	14	6	25	24	7	0	1	4	0	4	32	2	1	0	120
	呼吸器(再掲)	0	1	18	8	2	0	0	3	0	1	1	0	0	0	34
	総計	62	78	76	192	332	24	32	23	15	16	51	16	3	0	920
受給者の市町村別内訳	浦添市	15	21	26	45	128	6	14	9	5	4	12	3	2		290
	糸満市	11	12	10	21	34	4	3	2	4	1	8	1			111
	豊見城市	6	14	14	30	38	3	4	2		1	7	6			125
	南城市	5	10	4	18	36	1	4	4	1	2	1	3			89
	西原町	9	5	7	25	35	1	2	2	1	4	5	1			97
	与那原町	1	1	1	13	17	3		1		2	3				42
	南風原町	6	7	10	23	21	4	2	2	3		7	1			86
	八重瀬町	5	6	4	16	15	1	2			1	7		1		58
	久米島町	4				7		1			1	1				14
	渡嘉敷村						1									1
	座間味村		1						1							2
	粟国村				1											1
	渡名喜村									1						1
	南大東村					1							1			2
北大東村		1													1	

※平成27年1月1日から制度改正により、新たに3疾患群を追加。

表2 経年的疾患区分別受給状況（件数）

※H27年1月1日から制度改正により、新たに3疾患群を追加。

年度	疾患分類	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	※免疫疾患群	神経筋疾患	慢性消化器疾患	※先天異常症候群	※皮膚疾患群	合計
平成23年度		45	37	36	102	186	21	16	16	14		26	6			505
平成24年度		45	39	40	127	197	23	20	18	17		38	4			568
平成25年度 ※2		58	58	61	162	301	29	37	38	25		46	10			825
平成26年度		51	63	57	155	273	26	30	30	22	0	45	11	1	0	764
平成27年度		62	78	76	192	332	24	32	23	15	16	51	16	3	0	920

※2 H25年度から浦添市、離島町村が南部保健所管内に加わる。

(2) 特定不妊治療費助成事業

根拠：母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対象：沖縄県に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者

助成内容：1回の治療につき上限15万円（凍結胚移植および採卵したが卵が得られない等のため中止したものは1回上限7万5千円）

平成28年1月申請分からは以下の内容が追加された。

- ①初回申請、採卵を伴うものに限り上限額30万円
- ②男性不妊治療（別途上限）15万円

助成回数：初年度は3回まで、2年度以降2回を限度に通算5年間、通算10回まで。

ただし、平成26年度より新規で申請をする場合において、妻の年齢が40歳未満であるときには、通算助成回数は6回まで（通算年間助成回数および通算助成期間は制限しない）。

表3 特定不妊治療費助成申請状況（件数）

市町村別	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	渡嘉敷村	粟国村	合計
平成25年度	120	53	117	25	26	25	24	21	3	3	1	418
平成26年度	145	61	95	22	44	27	38	26	3	—	3	464
平成27年度	165	81	113	37	49	18	73	47	8	1	—	592

表4 特定不妊治療費助成申請者（妻）の年齢別内訳（人数）

年齢	20～29歳	30～39歳	40～42歳	43歳以上	計
平成25年度	15	225	109	69	418
平成26年度	18	210	140	96	464
平成27年度	16	289	156	131	592

(3) 妊娠高血圧症候群等療養援護費事業

根拠：妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

概要：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるため入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する（平成9年度より県単独事業）。

表5 妊娠高血圧症候群等療養援護費給付状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	1	—	3	—	—

3) 長期療養児療育指導事業

目的：長期にわたり療育医療を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するために、生活実態等を把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(1) 訪問指導

表6 家庭訪問状況

種別	長期療養児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延
平成23年度	27	47	181	261	208	308
平成24年度	29	73	122	149	151	222
平成25年度	49	123	50	127	99	250
平成26年度	31	60	10	34	41	94
平成27年度	62	139	3	8	65	147

※平成24年度までその他に未熟児訪問を含む。

※平成25年度より、未熟児支援は市町村へ権限移譲された。

(2) 保護者学習会交流会

対象疾患・内容	開催回数	参加人数	
		対象児	保護者・その他
先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）について	1	3	21

(3) 療育相談事業

事業内容	スタッフ	開催回数	対象人数
訪問リハビリ、療養環境調整	理学療法士、保健師	1	1

4) 関係機関との連携

目的：母子保健の現状や課題及び取組状況について情報交換を行い、母子保健事業の円滑な推進を図る。

対象：管内市町村保健師・母子保健担当

(1) 市町村母子保健担当者会議

	日時	内容	参加者
1回目	平成27年6月1日 14:00～16:00	①母子保健の課題と重点事業に関する情報交換・意見交換 ②妊娠・出産包括支援事業について ③乳幼児健診問診票の追加項目からのフォローについて ④乳幼児健診未受診者の追跡について ⑤赤ちゃん訪問未訪問児の乳健での確認と再訪問について	14市町村 22名
2回目	平成28年2月12日 14:00～16:00	①母子保健重点事業の取り組み状況報告 ②新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について ③沖縄県発達障害者支援センター（がじゅまー）の市町村支援事業について ④情報交換	11市町村 16名

(2) 市町村・産科医療機関連携会議

日時	平成27年10月14日（水） 14:00～16:00
目的	医療機関と市町村が相互に連携を強化することでハイリスク妊産婦を早期に発見することができ、母子の健康管理と育児支援につなぐことができる。
対象	管内市町村 母子保健担当保健師 南部地区産科医療機関 助産師・看護師等
参加者	7市町村（11名）、6医療機関（10名）
内容	①平成26年度の支援連携の状況と会議のまとめ ②ハイリスク妊婦支援マニュアル（案）についての意見交換 ③妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用の分析項目への要望について

(3) 母子保健関係者研修会

日時	平成27年11月13日（月） 13:30～15:30
目的	管内市町村母子保健関係者に対し、母子保健における知識や技術の普及を行うことで地域全体の能力向上をはかる。
対象	管内市町村 母子保健担当保健師 南部地区産科医療機関 助産師・看護師等
参加者	5市町（9名）、4医療機関（6名）
内容	①「妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備事業」について ② 分析結果報告 講師：田中太一郎氏（東邦大学医学部社会医学講座衛生学分野 講師）

(4) 医療的ケアを要する在宅長期療養児支援機関連絡会議

日時	平成27年12月4日（金） 14:00～16:00
目的	医療的ケアを要する長期療養児が安心して在宅療養できるよう、支援関係が意見交換・連携し、サポート体制の強化を図る。
対象	訪問看護ステーション小児担当看護師、医療機関ケースワーカー、相談支援専門員、特別支援教育コーディネーター
参加者	17施設 22人
内容	①南部保健所管内小児慢性特定疾病受給者状況報告（保健所報告） ②今後の支援関係機関の連携について ・これまでの会議の開催状況と会議のまとめ（報告） ・医療的ケアを要する在宅長期療養児の支援について（意見交換） （退院時期の支援について、地域での生活について、連携について）

5) 先天性代謝異常児のフォローアップ

目的：新生児を対象に、マス・スクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防する。

対象疾患：19疾患（内分泌疾患：2、代謝異常疾患：17）

※平成26年10月からタンデムマス検査導入により対象疾患が6疾患から拡大

検査方法：生後5～7日目（日齢4～6日）の赤ちゃんのかかとから、少量の血液をろ紙にしみこませ、専門の検査機関へ送付する。

保健所の役割：精査・治療状況の確認及び相談

表7 先天性代謝異常等検査状況

年度	陽性及び擬陽性数	要治療	疾患名				
			クレチン症	フェニルチン尿症	ガラクトース血症	副腎過形成症	その他
平成23年度	7	3	4	1	1	1	—
平成24年度	4	2	—	—	—	—	シトルリン血症:2
平成25年度	10	4	4	—	—	—	—
平成26年度	11	5	4	—	1	—	—
平成27年度	2	1	—	—	2	—	—

※平成25年度から浦添市、離島町村が加わる。

※平成26年10月1日からタンデムマス検査が本格導入された。

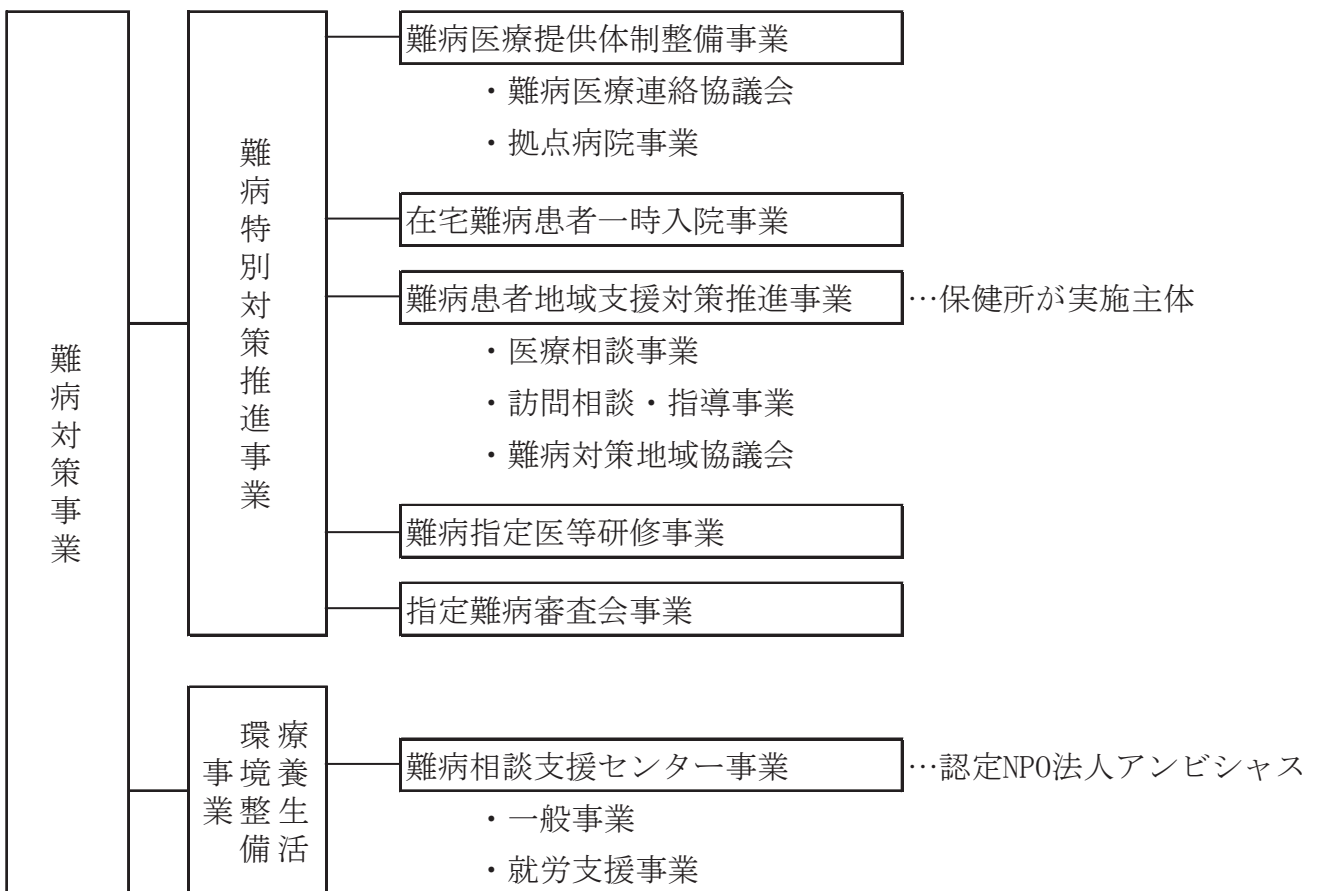
2 難病対策

1) 難病対策の概要

難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（以下難病法）より）とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。わが国の難病対策は昭和47年に策定された「難病対策要綱」に基づいて実施されてきたが、難病対策をさらに充実させ、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の維持向上を図ること目的として、平成27年1月から難病法が施行された。

難病対策のひとつである医療費助成制度は、旧制度の特定疾患治療研究事業（以下旧事業）で対象疾病となっていた56疾病に対し、医療費助成の対象となる指定難病は平成27年1月難病法施行に伴い110疾病となり、同年27年7月には第2次実施分の疾病が加わり306疾病へ拡大した。

保健所では指定難病の医療費助成制度の経由事務及び難病対策事業等を実施している。また、難病法施行前の特定疾患治療研究事業の対象のうち、指定難病以外の疾病を引き続き医療費助成としている同事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく医療費助成制度の経由事務を行っている。



2) 特定医療費（指定難病）受給者状況

(1) 受給者証交付数（年次推移）

難病法施行による対象疾病数の増加に伴い、管内の受給者証交付件数は増加している。

表1 受給者証交付状況

南部管内						沖縄県全域	
	疾病名 (特定疾患56疾病)	H25年度末	疾病名 (指定難病306疾病)	H26年度末	H27年度末	H27年度末 交付件数	
		交付件数		交付件数	交付件数		
1	ベーチェット病	28	1	ベーチェット病	32	34	117
2	多発性硬化症	19	2	多発性硬化症/視神経脊髄炎	21	23	98
3	重症筋無力症	66	3	重症筋無力症	69	76	271
4	全身性エリテマトーデス	309	4	全身性エリテマトーデス	315	333	1125
5	スモン	-	5	-	-	-	-
6	再生不良性貧血	17	6	再生不良性貧血	16	20	87
7	サルコイドーシス	40	7	サルコイドーシス	48	51	142
8	筋萎縮性側索硬化症	30	8	筋萎縮性側索硬化症	22	19	100
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	138	9	全身性強皮症	63	69	226
			10	皮膚筋炎/多発性筋炎	62	68	228
10	特発性血小板減少性紫斑病	59	11	特発性血小板減少性紫斑病	52	55	188
11	結節性動脈周囲炎	27	12	結節性多発動脈炎	10	8	33
			13	顕微鏡的多発血管炎	17	24	95
12	潰瘍性大腸炎	316	14	潰瘍性大腸炎	341	348	1185
13	大動脈炎症候群	20	15	高安動脈炎	19	17	76
14	ビュルガー病	17	16	バージャー病	15	17	60
15	天疱瘡	28	17	天疱瘡	26	26	75
16	脊髄小脳変性症	44	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	45	47	137
17	クローン病	95	19	クローン病	104	110	429
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	3	20	-	-	-	-
19	悪性リウマチ	12	21	悪性関節リウマチ	13	12	55
20	パーキンソン病関連疾患	331	22	進行性核上性麻痺	30	38	169
			23	大脳皮質基底核変性症	26	24	88
			24	パーキンソン病	278	307	1210
21	アミロイドーシス	6	25	全身性アミロイドーシス	5	6	19
22	後縦靭帯骨化症	88	26	後縦靭帯骨化症	81	93	357
23	ハンチントン病	2	27	ハンチントン病	-	1	13
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	25	28	もやもや病	26	35	126
25	ウェゲナー肉芽腫症	8	29	多発血管炎性肉芽腫症	7	8	24
26	特発性拡張型(うっ血)心筋症	110	30	特発性拡張型心筋症	96	98	397
27	多系統萎縮症	30	31	多系統萎縮症	27	32	104
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-	32	表皮水疱症	-	-	1
29	膿疱性乾癬	6	33	膿疱性乾癬(汎発型)	7	7	29
30	広範脊柱管狭窄症	16	34	広範脊柱管狭窄症	18	21	84
31	原発性胆汁性肝硬変	101	35	原発性胆汁性肝硬変	110	118	389
32	重症急性膵炎	16	36	-	4	-	-
33	特発性大腿骨頭壊死症	35	37	特発性大腿骨頭壊死症	28	28	150
34	混合性結合組織病	44	38	混合性結合組織病	42	41	149
35	原発性免疫不全症	9	39	原発性免疫不全症候群	8	11	22
36	特発性間質性肺炎	26	40	特発性間質性肺炎	17	21	96
37	網膜色素変性症	148	41	網膜色素変性症	160	155	478
38	プリオン病	1	42	プリオン病	1	3	14
39	原発性肺高血圧症	9	43	肺動脈性肺高血圧症	17	18	50
			44	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-	-	-
40	神経繊維腫症	9	45	神経線維腫症	8	8	27
41	亜急性硬化性全脳炎	1	46	亜急性硬化性全脳炎	1	1	11
42	バッド・キアリ症候群	2	47	バッド・キアリ症候群	2	2	9
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	6	48	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	4	16
44	ライソゾーム病(ファブリー病含む)	8	49	ライソゾーム病	9	11	19
45	副腎白質ジストロフィー	1	50	副腎白質ジストロフィー	1	1	6
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-	51	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-	-	2
47	脊髄性筋萎縮症	3	52	脊髄性筋萎縮症	4	8	52
48	球脊髄性筋萎縮症	-	53	球脊髄性筋萎縮症	-	-	2
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	11	54	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	14	15	44
50	肥大型心筋症	3	55	肥大型心筋症	5	8	20
51	拘束型心筋症	-	56	拘束型心筋症	-	-	-
52	ミトコンドリア病	4	57	ミトコンドリア病	5	5	28

南部管内						沖縄県全域	
	疾病名 (特定疾患56疾病)	H25年度末	疾病名 (指定難病306疾病)	H26年度末	H27年度末	H27年度末	
		交付件数		交付件数	交付件数	交付件数	
53	リンパ脈管筋腫症 (LAM)	2	58 リンパ脈管筋腫症	1	1	7	
54	重症多形滲出性紅斑	1	59 スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	-	2	
			60 中毒性表皮壊死症	-	-	-	
55	黄色靱帯骨化症	11	61 黄色靱帯骨化症	12	13	70	
56	間脳下垂体機能障害	40	62 下垂体性ADH分泌異常症	3	6	20	
			63 下垂体性TSH分泌亢進症	-	-	-	
			64 下垂体性PRL分泌亢進症	2	3	12	
			65 クッシング病	-	-	7	
			66 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	3	1	2	
			67 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	5	28	
			68 下垂体前葉機能低下症	31	36	93	
合計		2381	69 HTLV-1関連脊髄症	13	20	55	
			70 IgA 腎症	7	45	120	
			71 I g G 4 関連疾患	-	1	1	
			72 アジソン病	-	1	3	
			73 アルポート症候群	-	1	2	
			74 アレキサンダー病	-	1	1	
			75 ウィルソン病	-	1	3	
			76 シェーグレン症候群	6	25	85	
			77 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	7	
			78 ファロー四徴症	-	2	7	
			79 フェニルケトン尿症	-	1	2	
			80 マルフアン症候群	-	1	1	
			81 遺伝性周期性四肢麻痺	-	2	5	
			82 一次性ネフローゼ症候群	-	8	35	
			83 遠位型ミオパチー	1	1	4	
			84 巨細胞性動脈炎	-	2	2	
			85 強直性脊椎炎	-	2	11	
			86 筋ジストロフィー	-	15	36	
			87 原発性抗リン脂質抗体症候群	-	1	3	
			88 原発性硬化性胆管炎	-	1	6	
			89 後天性赤芽球癆	-	2	6	
			90 好酸球性消化管疾患	-	6	11	
			91 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	3	11	
			92 好酸球性副鼻腔炎	-	14	23	
			93 抗糸球体基底膜腎炎	-	2	3	
			94 再発性多発軟骨炎	2	3	6	
			95 自己免疫性肝炎	1	12	40	
			96 自己免疫性溶血性貧血	1	4	6	
			97 修正大血管転位症	-	2	3	
			98 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	1	1	
			99 成人スチル病	1	10	27	
			100 脊髄空洞症	-	1	2	
			101 先天性副腎皮質酵素欠損症	-	2	2	
			102 前頭側頭葉変性症	-	1	4	
			103 多発性嚢胞腎	3	8	31	
			104 胆道閉鎖症	-	1	2	
			105 特発性後天性全身性無汗症	-	1	2	
			106 特発性門脈圧亢進症	1	1	2	
			107 脳髄黄色腫症	-	2	2	
			108 肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	-	1	3	
			109 発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	4	
			110 類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	-	7	18	
			111 癲癇重積型 (二相性) 急性脳症	-	1	2	
合計			合計	2428	2768	9773	

※旧制度の特定疾患56疾病以外は南部保健所管内で交付のある疾病のみ掲載

(2) 疾病別・申請状況別受給者数

医療費助成には、世帯の所得等に応じた自己負担上限額が設定されている。高額な医療が長期的に継続する者（高額かつ長期）と認定された場合は、自己負担上限額が軽減される。旧事業の対象者（経過措置対象者）の自己負担上限額は、3年間の経過措置となり、高額かつ長期と同様である。

表2 疾病別・申請状況別受給者数（平成27年度）

告示 番号	疾病名	新規	更新	計	経過措置対象者(再掲)		原則受給者(再掲)	
					重症	呼吸器	高額かつ長期	呼吸器
2	筋萎縮性側索硬化症	0	25	25	6	16	0	0
3	脊髄性筋萎縮症	4	4	8	1	0	0	0
5	進行性核上性麻痺	10	33	43	9	0	0	0
6	パーキンソン病	47	286	333	61	0	0	0
7	大脳皮質基底核変性症	0	27	27	9	1	0	0
8	ハンチントン病	0	1	1	0	0	0	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0	1	1	0	0	0	0
11	重症筋無力症	12	66	78	2	1	0	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	4	21	25	2	0	0	0
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	14	16	1	0	1	0
17	多系統萎縮症	5	31	36	12	2	0	0
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	6	42	48	15	1	0	0
19	ライソゾーム病	2	9	11	1	2	0	1
20	副腎白質ジストロフィー	1	0	1	0	0	0	0
21	ミトコンドリア病	1	4	5	1	1	0	1
22	もやもや病	10	27	37	5	0	1	1
23	プリオン病	2	1	3	1	0	0	0
24	亜急性硬化性全脳炎	0	1	1	1	0	0	0
26	HTLV-1関連脊髄症	7	13	20	0	0	1	0
28	全身性アミロイドーシス	2	3	5	0	0	0	0
30	遠位型ミオパチー	1	0	1	0	0	0	0
34	神経線維腫症	2	8	10	0	1	0	0
35	天疱瘡	2	24	26	0	0	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	7	8	1	0	0	0
40	高安動脈炎	0	17	17	1	0	0	0
41	巨細胞性動脈炎	2	0	2	0	0	0	0
42	結節性多発動脈炎	0	8	8	0	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	9	17	26	0	0	0	0
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	7	8	0	0	0	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	2	4	0	0	1	0
46	悪性関節リウマチ	0	12	12	0	0	0	0
47	バージャー病	2	16	18	0	0	0	0
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	0	1	0	0	0	0
49	全身性エリテマトーデス	26	319	345	14	0	1	0
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	5	64	69	1	0	0	0
51	全身性強皮症	8	66	74	1	1	0	0
52	混合性結合組織病	1	44	45	0	0	0	0
53	シェーグレン症候群	20	6	26	0	0	0	0
54	成人スチル病	9	1	10	0	0	0	0
55	再発性多発軟骨炎	1	2	3	0	0	0	0
56	ベーチェット病	3	30	33	3	0	0	0
57	特発性拡張型心筋症	15	91	106	5	0	0	1
58	肥大型心筋症	3	5	8	0	0	0	1
60	再生不良性貧血	6	14	20	0	0	1	0

61	自己免疫性溶血性貧血	3	1	4	0	0	0	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	1	1	0	0	1	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	12	46	58	1	0	0	0
65	原発性免疫不全症候群	2	9	11	0	0	0	0
66	IgA 腎症	42	7	49	0	0	0	0
67	多発性嚢胞腎	5	3	8	0	0	0	0
68	黄色靭帯骨化症	4	10	14	0	0	0	0
69	後縦靭帯骨化症	19	77	96	12	0	0	1
70	広範脊柱管狭窄症	5	16	21	0	0	0	0
71	特発性大腿骨頭壊死症	5	27	32	2	0	0	0
72	下垂体性ADH分泌異常症	2	4	6	0	0	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1	2	3	0	0	0	0
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	1	1	0	0	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	4	5	0	0	0	0
78	下垂体前葉機能低下症	9	30	39	0	0	0	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0	2	2	0	0	0	0
83	アジソン病	1	0	1	0	0	0	0
84	サルコイドーシス	7	46	53	1	0	0	0
85	特発性間質性肺炎	12	20	32	2	0	2	0
86	肺動脈性肺高血圧症	3	16	19	3	1	0	0
88	慢性血栓性肺高血圧症	0	4	4	1	0	0	0
89	リンパ管筋腫症	0	1	1	0	0	0	0
90	網膜色素変性症	12	149	161	40	0	0	0
91	バッド・キアリ症候群	0	2	2	0	0	0	0
92	特発性門脈圧亢進症	0	1	1	0	0	0	0
93	原発性胆汁性肝硬変	17	106	123	0	0	0	0
94	原発性硬化性胆管炎	1	0	1	0	0	0	0
95	自己免疫性肝炎	11	1	12	0	0	0	0
96	クローン病	17	97	114	0	0	0	0
97	潰瘍性大腸炎	31	331	362	0	0	0	0
98	好酸球性消化管疾患	6	0	6	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	18	0	18	0	0	0	4
115	遺伝性周期性四肢麻痺	2	0	2	0	0	0	0
117	脊髄空洞症	1	0	1	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	1	0	1	0	0	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	1	0	1	0	0	0	0
131	アレキサンダー病	1	0	1	0	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	10	0	10	0	0	0	0
163	特発性後天性全身性無汗症	1	0	1	0	0	0	0
167	マルファン症候群	1	0	1	0	0	0	0
171	ウィルソン病	2	0	2	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	2	0	2	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	0	1	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	2	0	2	0	0	0	0
218	アルポート症候群	1	0	1	0	0	0	0
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	0	2	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	8	0	8	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	0	1	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	1	0	1	0	0	0	0
263	脳髄黄色腫症	2	0	2	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	2	0	2	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	2	0	2	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	1	0	1	0	0	0	0
300	I g G 4 関連疾患	1	0	1	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	16	0	16	0	0	0	0
	計	543	2383	2926	215	27	9	10

※年度内の転入・転出、死亡、有効期限終了者を含む。

※重症：旧事業の重症患者に該当する者

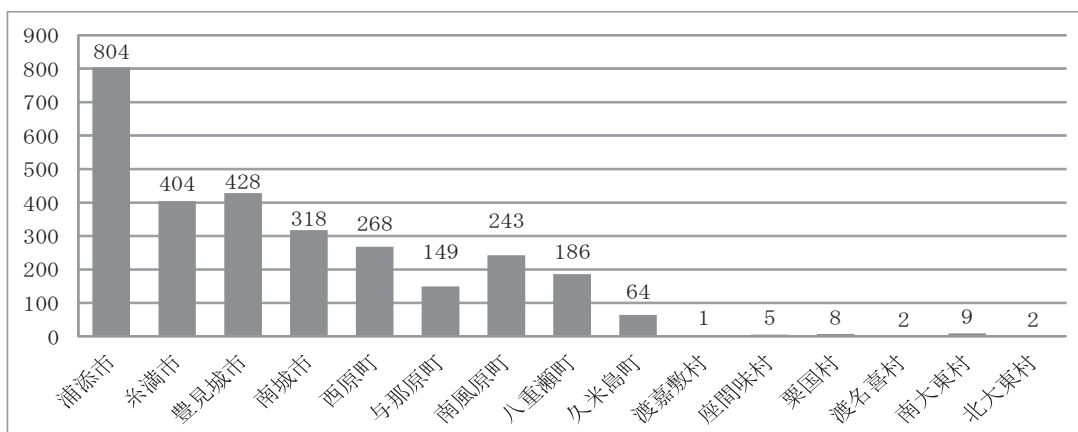
※人工呼吸器（人工呼吸器等装着者）：常時生命維持管理装置を装着し、日常生活動作が著しく制限される者

※高額かつ長期：月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者

(2) 市町村別受給者数

管内受給者の居住市町村は浦添市が最も多く、離島においては久米島町が多い。

図1 市町村別受給者数（平成27年度）

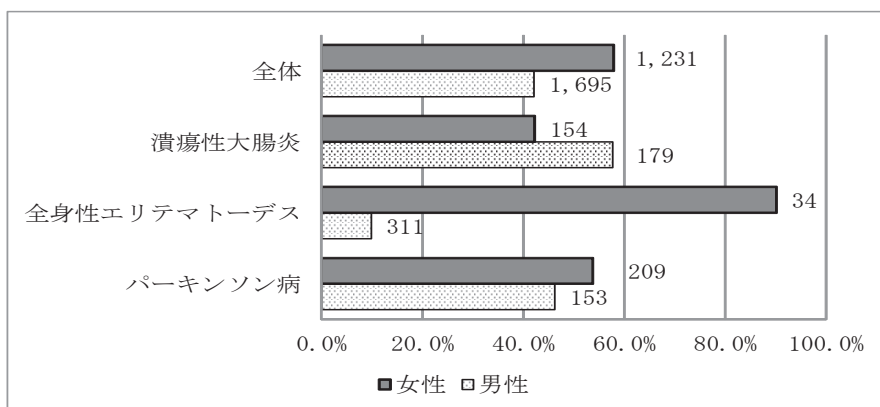


※年度内の転入・転出、死亡、有効期限終了者を含む。

(3) 性別受給者数

性別の受給者数全体の割合は、男性が約6割、女性が約4割となっている。

図2 性別受給者数（平成27年度）



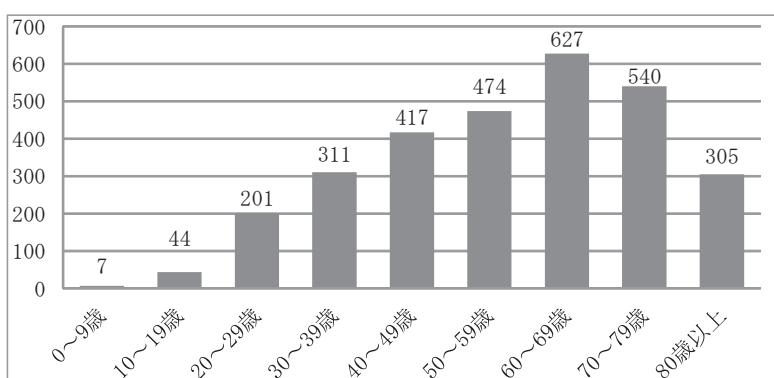
※受給者数の多い順に3疾病のみ表記。

※年度内の転入・転出、死亡、有効期限終了者を含む。

(4) 年齢別受給者数

年齢別では、60歳以上の受給者が全体の約半数を占めている。

図3 年齢別受給者（平成27年度）



※年度内の転入・転出、死亡、有効期限終了者を含む。

3) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

難病患者及びその家族に対し、療養上の不安や悩みを軽減するために、疾病に対する理解を深め、在宅療養者のQOLの向上を図ることを目的に実施している。

年度	実施年月日	対象疾患・内容	参加職種								合計
			患者	家族	保健師	栄養士	福祉関係	ボランティア	訪問看護	その他	
25	H25年6月20日	膠原病、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16	2	2		1				21
	H25年11月28日	大動脈炎症候群	18	11	2		3				34
	計		34	13	4		4				55
26	H26年8月22日	後縦靭帯骨化症・黄色靭帯骨化症	18	14			2				34
27	H27年11月12日	進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症	6	24						4	34

4) 患者家族交流会及び自主活動支援

(1) 神経難病患者及び家族交流会

交流の場をつくることで、療養上の不安や悩みを共有し、お互いに支え合うことで孤立をふせぐ。また、お互いの状況やサービスについて情報交換することで、地域における在宅療養者のQOLの向上を図ることを目的とする。平成27年度は脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者家族、筋萎縮性側索硬化症の患者及び家族の交流会を実施した。

年度	実施年月日	内容	参加職種								合計
			患者	家族	保健師	理学療法士	福祉関係	ボランティア	訪問看護	その他	
25	H25年6月13日	脊髄小脳変性症交流会及び情報交換会	8	8	6						22
	H25年11月21日	筋萎縮性側索硬化症交流会及び情報交換会	0	8	2					1	11
	計		8	16	8	0	0	0	0	1	33
26	H26年7月10日	脊髄小脳変性症、多系統萎縮症交流会及び情報交換会	10	16							26
	H26年9月26日	筋萎縮性側索硬化症交流会及び情報交換会		8							8
	計		10	24	0	0	0	0	0	0	34
27	H27年11月12日	進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症の家族交流会	3	12	3						18
	H28年3月9日	筋萎縮性側索硬化症患者及び家族交流会	0	6	4					3	13
	計		3	18	7	0	0	0	0	3	31

(2) 自主活動支援

自主活動支援として、新規申請や更新申請での面接の場や訪問等を通じ、患者会の紹介、各患者会の企画する総会や講演会等の案内を行っている。また、沖縄県難病相談・支援センターアンビシャスの会報誌を通じて、患者会情報を得られるようアンビシャスの紹介等も行っている。

【県内の主な患者会】

日本ALS協会沖縄県支部、パーキンソン病友の会、もやの会（もやもや病）、クローン病・潰瘍性大腸炎友の会、膠原病友の会、多発性硬化症（MS）友の会、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎患者会（ゆんたく会）、筋無力症友の会沖縄支部、日本網膜色素変性症協会（JRPS）沖縄県支部、OPLL（後縦・黄色靭帯骨化症）友の会、脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会等

5) 訪問相談事業

在宅の重症難病患者、家族の生活の実態を把握し、訪問により療養や介護に関する相談指導を行う。また、必要な医療・保健・福祉サービス等の情報提供を実施している。

対象疾患は筋萎縮性側索硬化症を含む神経難病を中心に訪問等の支援を行っている。

支援内容としては、人工呼吸器装着や胃瘻造設等医療依存度の高い患者及び家族のメンタルサポートや在宅療養に不可欠な、福祉・介護保険等のサービスの活用について、関係機関と連携しながら、患者及び家族が安心して療養生活を送ることができるよう支援している。

表3 訪問件数（平成27年度）

	対象者数	訪問実数	訪問延数
筋萎縮性側索硬化症	19	18	70
脊髄小脳変性症	17	12	20
多系統萎縮症	21	10	17
進行性核上性麻痺	3	3	7
脊髄性筋萎縮症	1	1	1
プリオン病	2	2	7
ハンチントン病	1	1	1
ギランバレー症候群	0	0	0
HTLV-1関連脊髄症	0	0	0
ライソゾーム病	2	2	3
強皮症	1	1	1
筋ジストロフィー	6	6	8
痙攣重積型急性脳症	1	1	1
特発性拡張型心筋症	2	2	2
大脳皮質基底核変性症	1	1	1
多発性硬化症	1	1	4
ウィルソン病	1	1	2
神経線維腫症	2	2	3
全身性エリテマトーデス	1	1	4
ヒルシュスプルング病	2	2	2
その他	4	4	5
計	84	67	154

6) 訪問診療（相談）事業

在宅難病患者に対して、専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行い、日常生活の相談や情報提供、介護方法等の相談を行い、在宅難病療養者・家族の身体的、精神的負担の軽減及び生活の質の向上を図る目的で実施している。

日時・疾患名	指導内容	スタッフ
平成28年2月4日 多発性硬化症	・在宅でできるリハビリテーション指導 ・訪問リハビリに関する情報提供	・理学療法士 ・保健師
平成28年2月18日 多系統萎縮症	・歩行器や室内環境に関するアドバイス ・在宅でできるリハビリテーション指導	・理学療法士 ・保健師
平成28年2月22日 筋萎縮性側索硬化症	・コミュニケーション方法やポジショニングへのアドバイス	・理学療法士 ・保健師

7) 在宅難病療養者支援ネットワーク事業

入院から早めの在宅療養へという社会的現象の中で、医療依存度の高い療養者が増加している。在宅療養者や家族が地域で安心して暮らし、療養者のQOLの向上を図るため、支援者のサービスの質の向上と、保健・医療・福祉等の関係者が連携して難病患者のケアシステムの構築を図る事を目的として実施している。

(1) 在宅難病療養者支援関係者研修会および事例検討会

開催日	内 容	参加数	参加機関
平成28年 1月19日	講話とワーク 講師：琉球大学医学部附属病院 地域医療部臨床倫理士／博士（学術） 金城隆展 先生 テーマ「難病患者（家族）の最善のために、多職種間で聴ける言える」専門家になろう」 ワーク（事例検討） 気になる、困っている事例の検討 「ALS（女性）の事例検討をとおして」	30名 (19機関)	相談支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護支援事業所、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター、医療機関など

(2) 在宅難病療養者地域支援関係者連絡会議

開催日	内 容	参加数	参加機関
平成28年 2月26日	1. 管内の状況報告 2. 議題について話し合い ①関係機関同士の連携について ②コミュニケーションツールの導入について ③障害のサービスの課題 3. 関係機関からの情報提供 ①ハローワーク 難病の就労支援について ②難病相談支援センターアンビシャス コミュニケーション支援について	24名 (21機関)	介護支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、市町村、薬務疾病対策課、ハローワーク

8) 特定疾患治療研究事業

難病法施行前の特定疾患治療研究事業の対象疾患のうち、指定難病以外の4疾患（スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）、劇症肝炎（※）、重症急性膵炎（※））については引き続き医療費助成事業を実施している。平成27年度の管内受給者は重症急性膵炎の1名のみとなっている。

（※平成26年12月31日から引き続き認定を受けているものに限る。）

9) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の医療費自己負担分を、公費で負担する事業である。患者の医療費負担軽減を図り、精神的・身体的不安を軽減することを目的とする。平成元年から平成11年までは申請窓口は本庁であったが、平成12年2月から各保健所が窓口となり、当事業の円滑な適正医療の推進を図っている。

表4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
交付件数	8	9	18	18	18

※平成25年度より中央保健所管内分(那覇市以外)が増加

3 原爆被爆者対策事業

沖縄県は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当支給を行っている。

各保健所においては、健康診断等に関する事業の実施や健康相談等を通して、被爆者の健康管理に努めている。

平成28年3月末現在、県内には163人の被爆者が在住しており、そのうち南部福祉保健所管内には全被爆者の21.5%にあたる35人が在住している。

1) 事業内容

(1) 健康診断に関する業務

※委託医療機関（南部医療センター・こども医療センター）において実施。

- ①前期健康診断
- ②後期健康診断
- ③希望による健康診断
- ④二世健康診断

2) 被爆者健康診断の状況

前期及び後期健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。また、健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

平成27年度の健康診断受診対象者は37人で、前期健康診断、後期健康診断、希望による健康診断のいずれか受診したものは延べ10人である。

表1 管内被爆者健康診断受診状況（平成27年度）

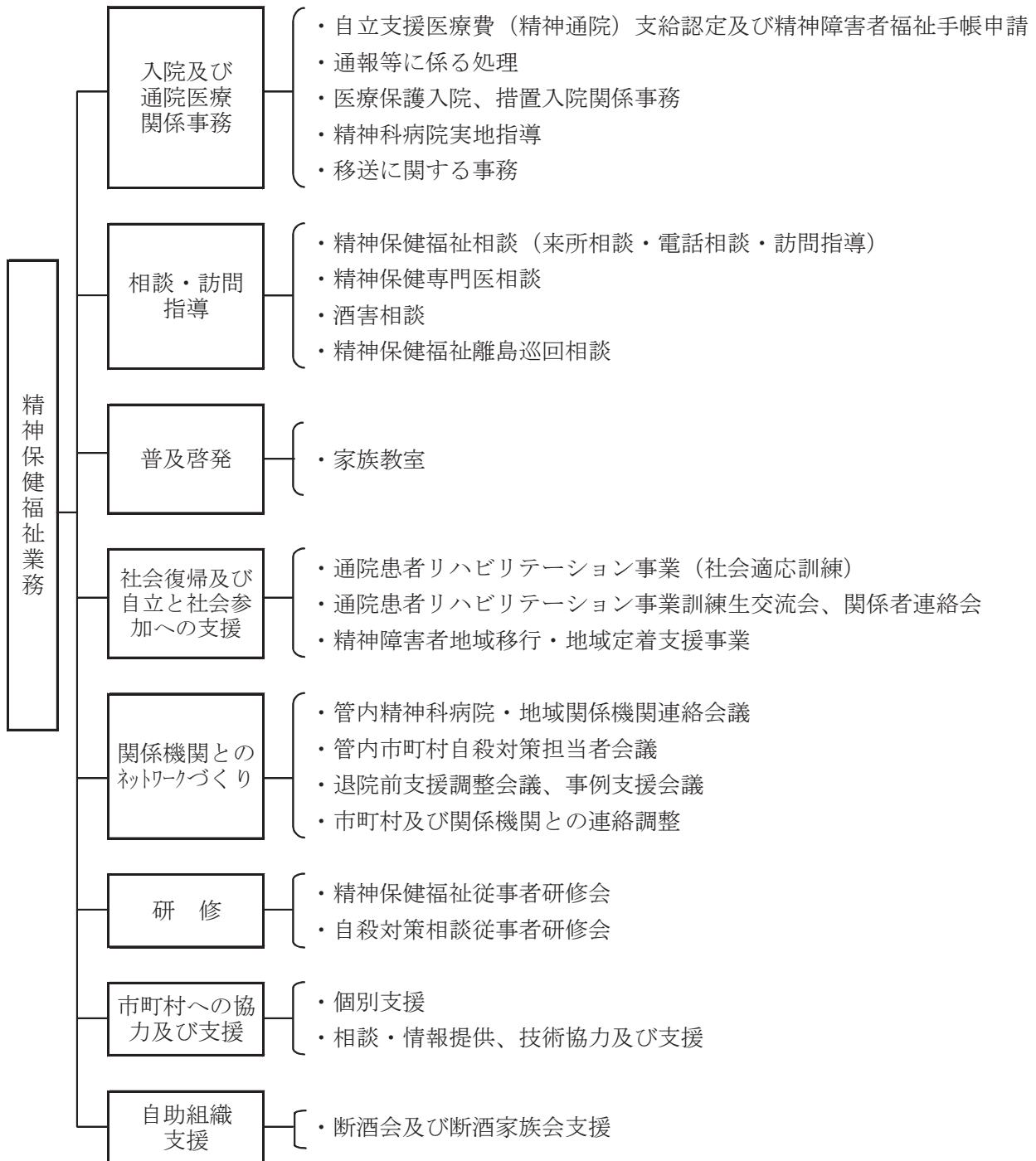
	受診者数	がん検診 受診者数	がん検診内訳（延人数）					
			胃	肺	乳	子宮	大腸	多発性 骨髄炎
前期健康診断	4	2	1	2	1	1	1	1
後期健康診断	5	3	3	1	1	1	2	2
希望による 健康診断	1	1	—	1	—	—	1	1
二世健康診断	7							

4 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」および「自殺対策基本法」に基づき、精神疾患の早期治療の促進並びに適正医療の提供や自立及び社会復帰と社会参加の促進を図るための下記の業務を行っている。

1) 精神保健福祉法等に基づく業務



(1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定状況（障害者総合支援法第58条）

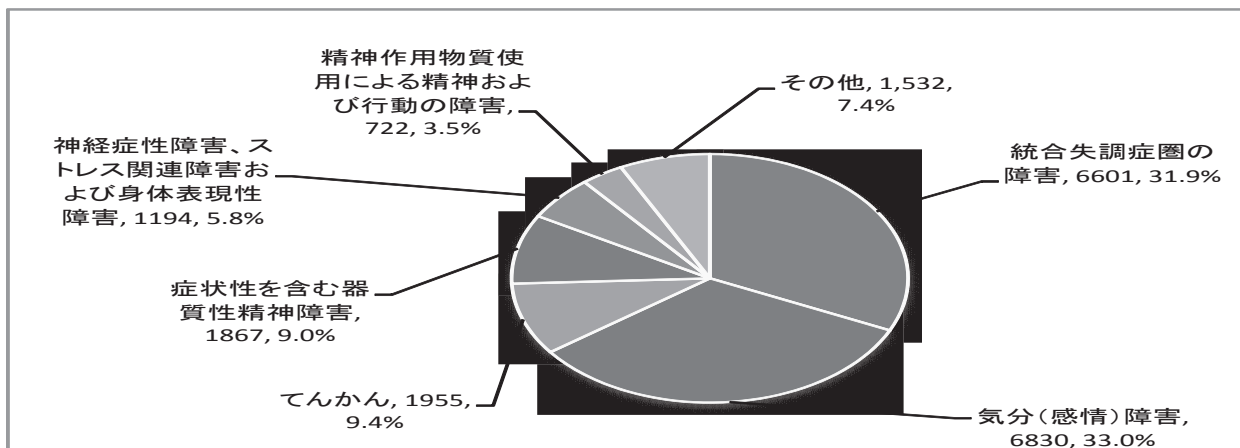
通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成18年4月より「障害者自立支援法」（※1）が施行され、「自立支援医療費（精神通院）」へ移行した。自立支援医療費の9割は医療保険各法及び公費で負担され、1割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となっている。

（※1 平成25年4月「障害者総合支援法」施行）

表1 市町別・疾病分類別自立支援医療費（精神通院）支給認定者数 平成27年度

F0 症状性を含む器質性精神障害	F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害				F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F3 気分（感情）障害	F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F5 連した行動症候群	F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	F7 精神遅滞（知的障害）	F8 心理的発達の障害	F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	てんかん	その他	計				
	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症	左記以外の器質性精神障害															
992	530	76	181	205	397	342	19	36	3,024	3,509	653	13	32	53	475	80	787	18	10,033
289	150	18	56	65	90	75	5	10	1,012	996	138	1	7	20	209	37	306	6	3,111
157	76	9	19	53	74	69	0	5	549	471	82	1	3	10	77	22	178	2	1,626
110	45	12	17	36	42	38	2	2	430	477	86	4	6	6	76	12	138	1	1,388
82	43	6	7	26	31	29	0	2	399	299	46	2	3	25	53	14	135	2	1,091
55	27	3	5	20	21	18	2	1	315	352	55	1	1	15	55	10	102	5	987
30	14	1	9	6	12	10	0	2	164	162	33	1	2	0	29	7	32	2	474
68	34	7	11	16	31	29	1	1	319	302	51	1	1	12	57	10	153	2	1,007
6	2	0	2	2	3	3	0	0	61	22	6	0	1	0	2	1	18	0	120
59	34	4	6	15	19	19	0	0	303	219	38	1	0	5	36	5	98	0	783
2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	3	0	0	0	0	0	2	0	11
1	0	0	0	1	2	2	0	0	7	3	1	0	0	0	0	0	3	0	17
3	0	0	3	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	1	0	13
13	4	1	7	1	0	0	0	0	9	2	1	0	0	0	0	0	1	0	26
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1,867	961	137	323	446	722	634	29	59	6,601	6,830	1,194	25	56	146	1,069	198	1,955	38	20,701

図1 疾病分類別支給認定 平成27年度



(2) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（精神保健福祉法第45条）

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は2年間で、更新することができる。

表2 市町別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数 平成27年度

市町村 等級	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計
1級	572	215	101	73	75	59	21	62	9	67	2	2	2	1	1	1	1,263
2級	1684	444	190	187	126	106	52	120	20	79	3	2	1	0	1	0	3,015
3級	429	114	65	63	27	30	18	31	2	22	0	0	0	0	0	0	801
計	2685	773	356	323	228	195	91	213	31	168	5	4	3	1	2	1	5,079

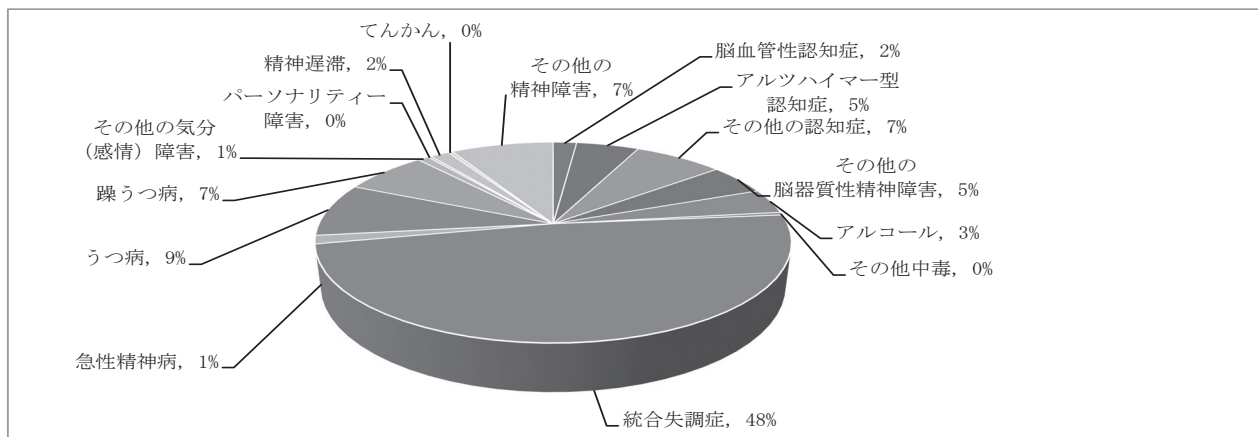
(3) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条1項・2項）

自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に保護者の同意により行う入院制度である。入院日から10日以内に知事への届出が必要。

表3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数 平成27年度

	脳器質性精神障害				中毒性精神障害			統合失調症	急性精神病	うつ病	躁うつ病	（その他の気分障害）	パーソナリティ障害	精神遅滞	てんかん	その他の精神障害	合計
	脳血管性認知症	認知症	アルツハイマー型	その他の認知症	アルコール	覚醒剤	その他中毒										
件数	21	56	80	54	44	0	5	533	15	95	76	10	3	17	4	92	1105

図2 疾病別医療保護入院者割合 平成27年度



統合失調症が多く(48%)、次いで認知症を含む器質性精神障害(19%)となり、精神保健福祉法改正(平成26年度施行)後の入院届出数は前年度(1129件)よりも減少した。

(4) 申請・通報・届出、措置診察等の状況

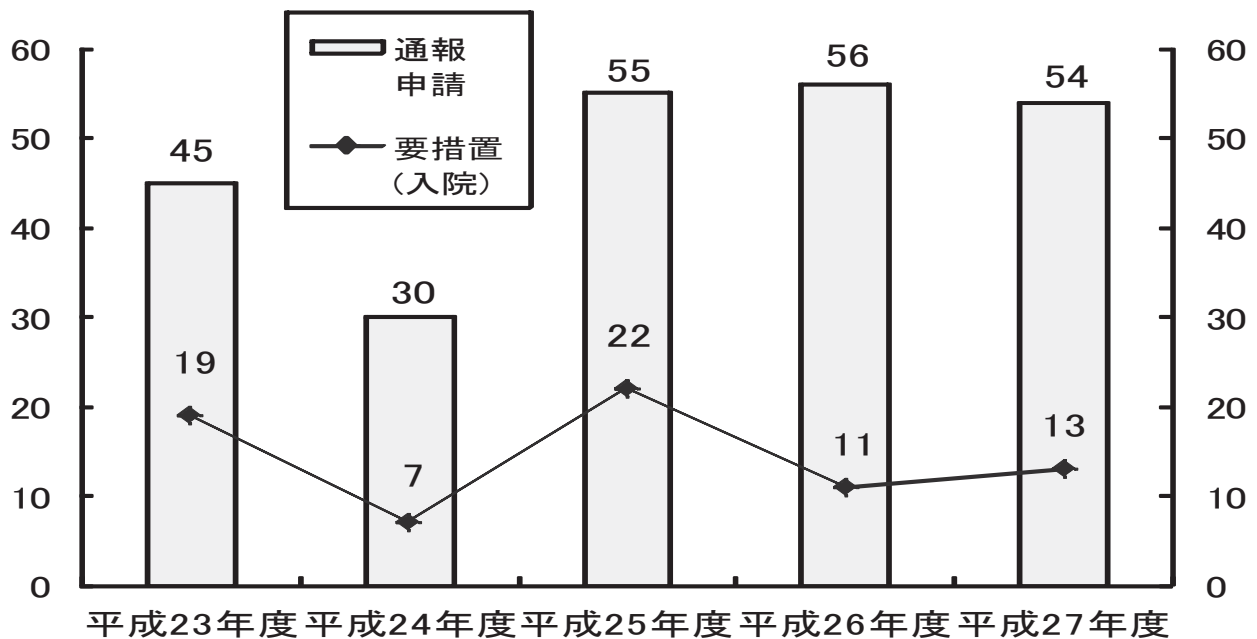
措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者（疑いのあるものを含む）に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

表4 年度別 申請・通報・届出・措置鑑定診察等の状況

事項 年度	届申 出請 等・ 件通 数報 ・	左の内訳				酌 酏 者 規 制 法 (法第7条)	認 め た 者 が な い 診 察 (法第29条)	診察を受けた者	
		申 一 請 般 人 の (法第22条)	警 察 官 通 報 (法第23条)	届 管 理 者 の 病 院 (法第26条の2)	そ の 他 法第27条第2項			要 措 置 (法第29条)	措 置 不 要
平成23年度	45	3	41	0	0	1	22	19	4
平成24年度	30	2	28	0	0	0	21	7	2
平成25年度	55	1	54	0	0	0	33	17	5
平成26年度	56	4	52	0	0	0	43	11	2
平成27年度	54	0	53	1	0	0	40	13	1

図3 申請・通報件数と措置入院者数の推移



平成27年度の通報・申請件数は前年度とほぼ同数の54件となっている。措置診察を実施したのは約25パーセントにあたる14人であり、うち要措置（入院）と判断されたのが13人となっている。

(5) 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第38条の6）

目的：精神科病院の実施指導及び実施審査をすることで、よりよい精神医療と適切な管理運営を図り、精神保健福祉施策の推進と質の向上を目的とする。

概要：「沖縄県行政機関設置条例」第5条により当保健所の所管区域とされている市町村にある13病院に対し、平成27年10月～平成28年2月の期間で実施した。

主な指導項目（沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋）

- ① 前年度の実施指導に対する改善状況について
- ② 精神科病院内の設備等について
- ③ 医療環境について
- ④ 精神保健指定医について
- ⑤ 指定病院について
- ⑥ 措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦ 入院患者の通信面会について
- ⑧ 入院患者の隔離及び身体拘束について

2) 相談業務

(1) 来所相談・電話相談・家庭訪問（精神保健福祉法第47条・48条）

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談や在宅療養者及び回復途上者の自立・社会参加に向けた相談等であり、精神保健福祉相談員と保健師が対応している。

表5 相談状況

平成27年度（人）

	実人員	延人員								計
		老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	うつ	その他	
来所相談	71	6	0	32	2	4	48	-	117	209
電話相談		9	21	134	4	16	221	-	1,375	1,708
訪問指導	75	-	15	18	-	2	23	-	174	232

来所相談・電話相談・家庭訪問の「その他」は、医療中断者や未治療者の受診相談、在宅療養者の生活相談等が多い。

(2) 精神保健専門医相談（精神保健福祉法第47条）

目的：精神科医師による医学的判断や指導助言、適切な医療機関調整等を行い、精神障害者やその家族等が安心して生活できるようにする。

日時：毎月1回 第4水曜日 午後2時～4時（予約制）

場所：南部福祉保健所 精神相談室

方法：来所相談、家庭訪問

表6 精神保健専門医相談実施状況

(人)

年度	実施回数	相談実人員	相談延人員	相談種別						相談内容			
				老人精神保健	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他	受診の相談	病気の有無判断	対応について	その他
25年度	8	13	13	1	—	—	—	11	1	2	7	3	1
26年度	11	12	17	—	—	—	—	8	9	1	7	6	3
27年度	8	12	12	1	1	—	—	2	8	2	9	9	2

* その他（未治療者、治療中断者、ひきこもり等）

(3) 酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒者本人やご家族に対し、月1回相談に応じている。

表7 酒害相談実施状況

(人)

年度	実施回数	相談実数（断酒会に繋がった人）	相談延数
25	5	7 (4)	7
26	4	5 (3)	5
27	2	2 (1)	2

(4) 精神保健福祉離島巡回相談

目的：地理的条件などから治療中断や患者の潜在化がおりやすい離島町村で精神巡回相談を実施し、離島町村が患者及び家族生活を支援していけるように推進する。さらに、役場や診療所、本島の病院等の関係機関と連携を図り、精神保健福祉の充実を図る。

表8 離島巡回相談実施状況

平成27年度

町名	実施状況		相談(件数)		事例検討(件数)
	回数	日数	来所	訪問	
久米島町	2	2	1	8	0
渡嘉敷村	1	1	1	1	0
座間味村	1	1	3	0	0
粟国村	2	4	3	10	0
渡名喜村	2	4	3	2	2
南大東村	0	0	0	0	0
北大東村	0	0	0	0	0
合計	8	12	11	21	2

3) 普及啓発活動

(1) 家族教室

「アルコール依存症家族教室」

目的：家族が「アルコール依存症」について疾病の詳細およびアルコール依存症本人への対応を学ぶ。家族同士の情報交換や交流を図ることでお互いに支え合い、回復のために何をしたらよいかを考える機会とする。また、医療機関の取り組みや自助グループ活動についての理解を深めてもらい、活用方法を周知する。

表9 アルコール依存症家族教室

月 日	開催場所	内 容	参加者
(第1回) 平成27年 7月2日	南部福祉 保健所	講話「アルコール依存症の理解と対応法」 講師：臨床心理士 兼久満氏 体験談発表「当事者体験談」 発表者：しまじり断酒新生会 糸数義秋氏 情報交換	14人
(第2回) 平成27年 7月16日		講話「アルコール依存症者の家族の気持ちと 対応法」 講師：豊見城断酒家族会会長 大田房子氏 情報交換会	15人

4) 社会復帰事業

(1) 通院患者リハビリテーション事業（社会適応訓練事業）

精神障害者を、協力事業所に一定期間通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養うことで、再発防止と社会復帰の促進を図ることを目的とする。

表10 通院患者リハビリテーション事業実施状況

平成27年度

協力事業所の業種別	訓練内容	訓練生		協力事業所	
		前期	後期	前期	後期
農業	農作業	2	2	1	1
飲食店	清掃、仕出準備	5	3	4	2
小売業	清掃、商品陳列	1	0	1	0
保育所	保育補助	1	0	1	0
合 計		9	5	7	3
(実人数・件数)		9		7	

訓練終了者は7名。終了者の内訳は、就労継続支援 A 型が1名、就労継続支援 B 型が1名、デイケアまたは地域活動支援センター利用継続が4名、協力事業所でボランティアスタッフとして活動が1名である。

(2) 通院患者リハビリテーション事業訓練生交流会

目 的：通院患者リハビリテーション事業を利用している訓練生が、学習や訓練生同士の交流を通して、自身の目標達成に取り組み、安心して訓練を受けられるようにする。

日 時：平成27年6月18日（木）

内 容：訓練生による自己紹介と訓練紹介

終了者による自己紹介と訓練終了後の状況について
意見交換（他の訓練生・終了者に聞きたいこと）

参加者：訓練生4名、終了者1名、

協力事業所及び訓練生を現に支援している関係者7名

(3) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

平成24年度から相談支援の充実を図ることを目的に「地域相談支援」が新たに創設された。地域相談支援には、精神科病院や施設に長期間入院または入所している障害者に対し、地域生活に移行するための相談・支援を行う「地域移行支援」と、居宅において一人暮らしなどで生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談・緊急訪問を行う「地域定着支援」がある。

地域相談支援の中で、特に精神障害者の退院を促進し、安定した地域生活を続けるための支援体制の充実と、保健・医療・福祉・行政機関相互の連携強化を図ることを目的に、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施している。

表11 精神障害者地域移行・地域定着支援事業における出前講座実施状況

月 日	対象者	内 容	参加者
平成27年 8月27日	久田病院 1階会議室	・ピアサポート活用事業 (体験発表)	病院職員：4名 入院患者：5名
平成28年 2月12日	南山病院 5階会議室	・相談支援事業所の活用 ・ピアサポート活用事業 (体験発表)	病院職員：39名 入院患者：9名 家族：2名

5) 関係機関とのネットワークづくり

(1) 管内市町村自殺対策担当者会議

目 的：管内市町村の自殺対策担当者が情報共有し、連携することにより、効果的な自殺予防対策に取り組むことができる。

日 時：平成27年9月7日(月)

場 所：南部福祉保健所

内 容：自殺総合対策について

国、県、管内の自殺者の現状

平成27年度自殺対策について(各市町村、保健所)

意見交換 今後の自殺対策の取組について

参加者：10名(6市町村)※離島2村含む

6) 精神保健福祉研修会

(1) 精神保健福祉従事者研修会

目 的：精神保健福祉の問題は複雑多岐にわたり、多職種連携が求められている現状がある。精神疾患を有する者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を安心して送ることができるよう、連携の在り方を検討し、精神保健福祉従事者の資質向上を目的とする。

日 時：平成27年10月15日(木)

内 容：グループワークによる事例検討および講話
「多職種連携を深める ～地域で安心して暮らすために～」
講 師：沖縄県看護協会 保健師 照屋 恵子 氏
対 象：市町村保健師、相談支援事業所相談員、地域活動支援センター相談員等
参 加：43人

(2) 自殺対策相談従事者研修会

目 的：相談従事者が自殺未遂者に対応する救急の実態を理解し、再企図防止のため病院と地域の支援、連携のあり方を考える機会とする。
対象者：救急告示病院相談員、精神科病院相談員、管内市町村保健師、管内市町村生活保護担当、相談支援事業所相談員、社会福祉協議会 等
場 所：南部福祉保健所

表12 研修会実施状況

月 日	内 容	参加者
平成28年 2月2日	報告 沖縄県の自殺の現状と対策について - 何故自殺未遂者支援が必要か - 報告者：南部保健所保健師 講話 浦添総合病院救命救急センターにおける自殺企図患者への対応 講師 浦添総合病院救命救急センター長 医師 八木 正晴 氏	51人
平成28年 2月15日	講話 自殺未遂者の心理を理解する 事例検討 自殺未遂者の支援と連携を考える 講師 琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座 助教 臨床心理士 甲田 宗良 氏	53人

7) 自助組織支援

(1) 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表13 管内断酒会開催状況

名 称	日時	時間	場 所
糸満清明病院断酒会	毎週月曜日	19:00～21:00	糸満清明病院
浦添断酒新生会			浦添市保健相談センター
しまじり断酒糸満例会			糸満市障がい者生活支援センター
豊見城南山支部	毎週水曜日		豊見城市金良58
しまじり断酒新生会	毎週木曜日		沖縄県南部福祉保健所
南部断酒会	毎週金曜日		浦添市保健相談センター
浦添断酒会			豊見城市社会福祉センター
豊見城断酒会			県立総合精神保健福祉センター
久米島断酒会			粟国総合福祉センター
粟国断酒会	月2回(月)		15:00～16:30
とよみ日曜例会	毎週日曜日	仲里保健指導所	

表14 管内断酒家族会開催状況

名 称	定例日	時 間	場 所
しまじり断酒新生 家族会	毎月 第3日曜日	14:00～16:00	南部福祉保健所
豊見城断酒家族会	毎月 第1日曜日	14:30～16:30	豊見城市社会福祉センター

5 特定町村支援

1) 事業の背景

平成9年地域保健法の施行により、地域保健における保健所と市町村の役割が明確化され、住民に身近な保健サービスは市町村の責務となった。市町村は地域住民の健康保持増進を図るため、保健師等の専門職種を自らの責任で採用することとなった。それに伴い、沖縄県は昭和26年以来の保健婦駐在制度を廃止した。

過渡的措置として人材確保が困難な保健師未設置離島等小規模町村に対しては、保健所に業務受託支援を行った。(平成9年度から平成11年度)

平成12年度以降は地域保健法21条に基づき「沖縄県保健師等人材確保支援計画」(以下「県支援計画」)を策定し特定町村の地域保健対策が円滑に推進されるよう、人材確保支援、資質向上支援、技術支援などの特定町村人材確保支援事業を実施し特定町村支援を行っている。

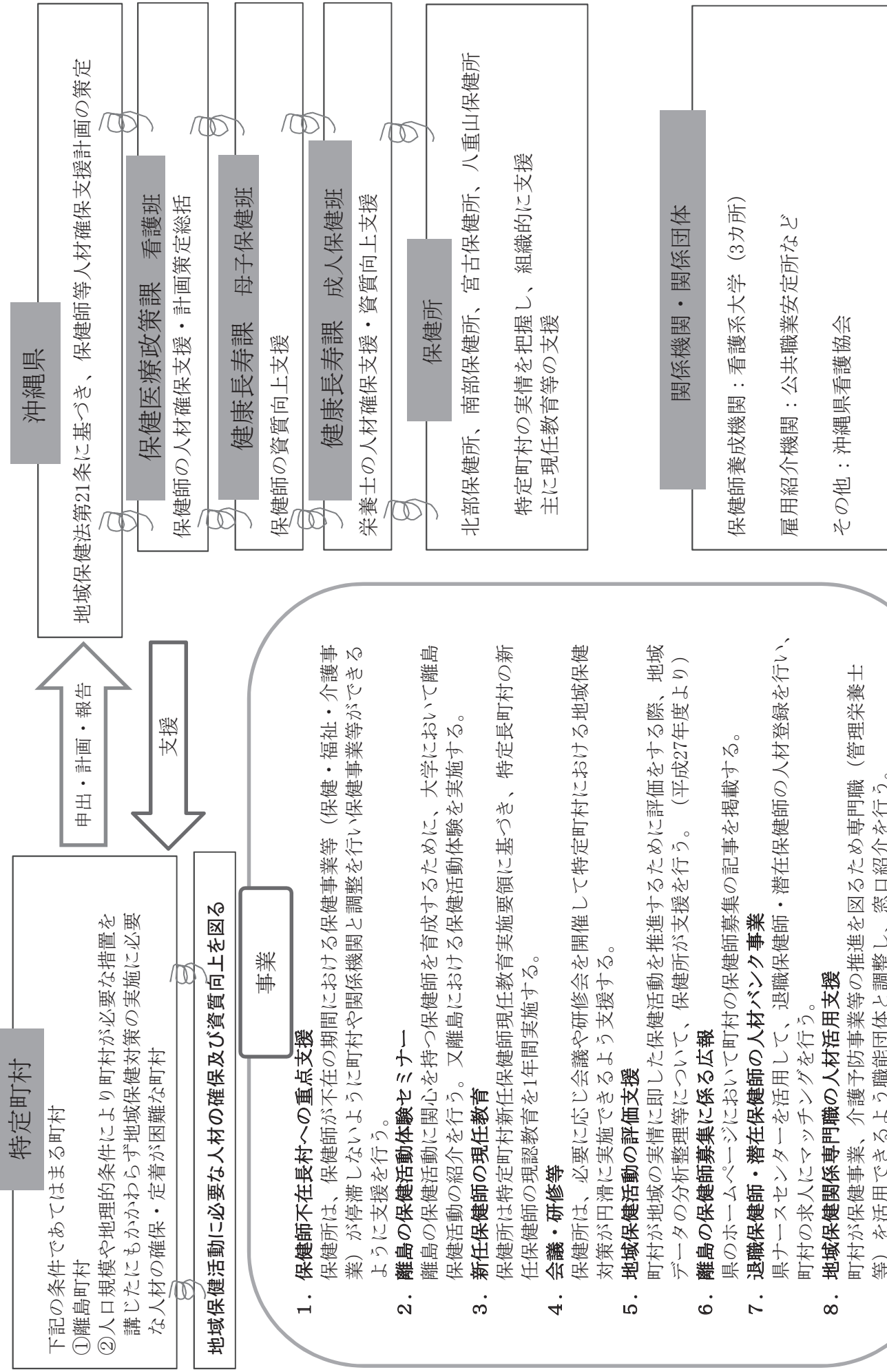
県支援計画は3年ごとに見直され、第9次(平成26年度から平成28年度)では8町村を重点的支援対象としており、その対象町村として南部保健所管内7離島町村中6村が、その他保健所と協議し支援するとされる小規模町村として久米島町が対象となり、管内全離島町村において町村の申し出に基づき保健所の役割である「人材確保支援」「資質向上支援」の事業を行っている。

2) 保健所の支援体制

保健所は「県支援計画」を基に特定町村支援を行っている。地域保健班に特定町村支援担当者を配置し、地域保健班及び健康推進班の各班員が受け持ち地区の事業を通して支援を実施している。支援に際しては、支援担当者各班の担当者が情報を共有及び交換する等の連携を図りながら実施している。

3) 「沖繩県保健師等人材確保支援計画」 第9次の概要

計画期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日



4) 平成27年度特定町村支援実施状況

(1) 支援実績

対象町村		久米島町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村
人材確保支援	新規採用				1名			
	支援窓口	地域保健班 地域保健推進グループに離島町村支援担当者を配置、各事業班に各町村をの担当を置いている。						
	技術的・組織的・指導的・支援的助言	1) 健康増進事業について 2) 母子保健事業、個別支援について 3) 精神保健福祉事業について (巡回相談・個別支援・関係者会議等) 4) 予防接種及び感染症対策について 5) 歯科保健について 6) 保健師活動について 7) 新採用保健師村への現任教育 (栗国村) 8) 保健事業報告会について 9) その他						
資質向上支援	会議・研修等	1) 管内離島町村保健主管課長、担当者及び保健師会議 (平成27年6月2日) 2) 離島町村保健師会議 (平成27年12月15日) 3) 離島町村での事業報告会 (平成27年3月5日)						
所内調整	支援会議	4月：各事業のリーダーが、南部保健所特定町村支援の方針や体制について確認。 3月：年度の支援状況を情報共有し、次年度の支援計画を確認した。						
	アイランド会議	各事業担当者が離島町村を分担して支援しており、同じ町村を支援する担当者が支援町村の状況を共通理解して支援に活かせるようにしている。						